



2017年9月12日 第2018-03号

【発行】 J A M

【発行責任者】 中井寛哉

【編集】 総合政策グループ

TEL 03-5860-6150

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

厚生年金の保険料率の引き上げが終了

～2017年9月から18.3%で固定されます～

2004（平成16）年の年金制度の改正により、厚生年金の保険料率は2004年10月から毎年引き上げられてきましたが、今年の9月を最後に引き上げが終了。9月以降の厚生年金保険料率は**18.3%**で固定されます。保険料の徴収は労使折半なので、個人が負担する保険料率は9.15%です。毎月の保険料は、翌月末日までに支払わなければならないので、引き上げられた9月分の保険料は10月の給与から徴収されます。賞与からも同じ保険料率で徴収されています。

2004年の改正で、急速に進行する少子高齢化を見据え、将来にわたり年金制度を持続的で安心できるものとするため、給付と現役世代の負担の両面での見直しを実施。上限を決めた上での保険料の引上げや、マクロ経済スライドによる年金の給付水準を自動的に調整する新たな年金財政の仕組みとなりました。この仕組みにより、厚生年金保険料率は2004年10月の13.934%から毎年0.354%ずつ引き上げられてきました。個人の負担は毎年0.177%ずつ増えていった計算です。

国民年金の保険料は、今年の4月に引き上げが終了。

国民年金保険料は毎年4月に280円ずつ引き上げられ、これに物価と賃金の変動率を加味して実際の保険料を決定。今年の4月から16,900円に固定されましたが、次世代育成支援のため、2019年4月から国民年金第1号被保険者（自営業者など）に対して産前産後期間の保険料免除制度が施行されることに伴い、保険料が月額100円引き上がります（16,900円→17,000円）。

厚生労働省は、「厚生年金保険料率の引上げ終了と基礎年金国庫負担の2分の1への引上げと合わせ、収入面では財政フレームは完成。この決められた収入の範囲で、年金の給付水準をいかに確保していくかが今後の課題。長期的視点に立って年金制度を運営していく」と発表しています。

年金の保険料（率）の引き上げが終了したとは言え、これからは労働力が減り、少子高齢化の進行が予想される中、今後、法律が改正されることもあります。また、私たちの将来の年金財政について国がどのような運営をしていくのか、注意をしていくことが必要です。

年金の受給資格期間が25年から10年に短縮

～2017年8月から、約64万人が新たな対象者になります～

8月1日から、資格期間*が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました（これまで原則25年以上）。これにより保険料を納めた期間が足りなくて無年金だった人のうち約64万人が、年金を受け取れるようになります。資格期間が10年以上25年未満の方には、日本年金機構から黄色い封筒で年金請求書が送られ、手続きをすると10月から受給できます。

国民年金の保険料を40年間納めた満額の年金額は月額約65,000円。年金額は保険料を納めた期間に比例します。保険料納付が10年間なら1/4の約16,000円。厚労省では「保険料を長く納めれば給付額が増える。できるだけ長く納めることに意義がある制度」と強調しています。

今回の資格期間短縮は、無年金者を救済し生活保護

に頼らざるを得ない人を減らすことが目的ですが、公的年金制度は、老後だけではなく、病気やケガで働けなくなった時、遺族に対する生活保障の機能を持っています。

年金制度をはじめ、日本の社会保障制度を一番支えているのは毎月納めている各種保険料です。保険料を納めることで制度の恩恵を受けることができます。社会保障制度を適用することで、生活保障が強化されます。昨年10月から社会保険の適用拡大が実施されました。非正規の正社員化、有期雇用の無期転換ルールの適用など、働く人たちの労働条件を整備も含めて、JAMとしても全世代に対応する社会保障制度の構築を政策課題として掲げ、実現に向けて取り組んでいきます。

※資格期間：①国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間、②会社員や公務員で働いていた期間（厚生年金保険や共済組合等の加入期間）、③過去に任意加入していなかった期間など（合算対象期間）